

令和8年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和8年3月16日（月曜日）

議事日程第5号

令和8年3月16日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第14号から同第22号まで
- 日程第4 議案第23号から同第27号まで、同第32号及び同第33号
- 日程第5 議案第28号から同第30号まで
- 日程第6 議案第31号
- 日程第7 議案第3号から同第13号まで
- 日程第8 議案第34号
- 日程第9 議案第35号から同第37号まで
- 日程第10 議案第38号から同第56号まで
- 日程第11 議案第57号
- 日程第12 議案第58号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第14号から同第22号まで
- 日程第4 議案第23号から同第27号まで、同第32号及び同第33号
- 日程第5 議案第28号から同第30号まで
- 日程第6 議案第31号
- 日程第7 議案第3号から同第13号まで
- 日程第8 議案第34号
- 日程第9 議案第35号から同第37号まで
- 日程第10 議案第38号から同第56号まで
- 日程第11 議案第57号
- 日程第12 議案第58号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	池田七菜君	2番	松田徳彦君
3番	加藤康太郎君	4番	渡辺栄一君
5番	関原奈津美君	6番	利根川正君
7番	田中立一君	8番	和泉克彦君
9番	近藤新二君	10番	田原洋子君
11番	宮島宏君	12番	東野恭行君
13番	阿部裕和君	14番	古畑浩一君
15番	田原実君	16番	中村実君
17番	保坂悟君	18番	松尾徹郎君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	久保田郁夫君	副市長	井川賢一君
総務部長	嶋田猛君	市民部長	山口和美君
産業部長	猪又悦朗君	総務課長	磯貝恭子君
企画定住課長	大西学君	財政課長	塚田修身君
能生事務所長	高野一夫君	青海事務所次長	古市護君
市民課長	小竹貴志君	環境生活課長	木島美和子君
福祉事務所長	山岸千奈美君	健康増進課長	林壮一君
商工観光課長	山崎和俊君	農林水産課長	星野剛正君
建設課長	長崎英昭君	都市政策課長	内山俊洋君
会計管理者 会計課長兼務	山田康弘君	ガス水道局長	陶山智君
消防長	竹田健一君	消防次長	中村淳一君
教育長	鶴本修一君	教育次長	山本喜八郎君
こども課長	室橋淳次君	こども教育課長	小川豊雄君
生涯学習課長	川合三喜八君	文化振興課長	嵐口守君
監査委員事務局長	川原隆行君		

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君 次 長 上 野 一 樹 君  
係 長 川 原 卓 巳 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
欠席通告議員は、ございません。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（古畑浩一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、7番、田中立一議員、16番、中村 実議員、両名を指名いたします。  
次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。  
東野恭行議会運営委員会委員長。  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

東野委員長。〔12番 東野恭行君登壇〕

○12番（東野恭行君）

おはようございます。  
2月19日並びに3月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。  
まず、本日提出されました追加議案につきまして、ご説明いたします。  
議案第57号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第58号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）につきましては、本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の一致を見ております。  
委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。  
次に、議会運営委員会についてであります。ハラスメント防止対策についてであります。  
こちらについては、1月中に実施したハラスメントについてのアンケートの結果について、委員

会で協議を行いました。

また、ワーキンググループに、新たに田原洋子副委員長を選任し、作業を進めていくことで意見の一致を見ております。

また、近藤新二議員の辞職勧告決議可決後の経緯において、総務文教常任委員会の委員長及び委員に対する行動、対応について意見が出されました。

近藤議員及び所属する創生クラブに対し、委員会として、阿部議員への謝罪について、議長、副議長立会いの下、文書の提出とともに公開にて行うこと、謝罪文をチラシ等で全戸配布すること、中村創生クラブ長は、クラブ長としての見解を示すこと、総務文教常任委員会の所管事項調査をおろそかにしたことについて、委員全員に対する謝罪を行うこと、以上の4点を通達することで、委員会の意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（古畑浩一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果につきましての報告委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、2月27日及び3月12日に5件の所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

まず、糸魚川市公共施設等総合管理指針の改訂についてであります。

担当から、素案に対するパブリックコメントの結果を反映し、改訂案を取りまとめたものであり、施設数等の数値の精査や人口1人当たりの更新費用の将来推計や適正配置の検討プロセスについて追記したとの説明がありました。

委員より、公共施設の将来像や優先順位の考え方、コンパクトシティの視点を踏まえた施設配置の必要性、また、公共施設の統廃合や機能の集約、小さな拠点づくりなどについての質疑に対し、担当から、将来の人口規模を踏まえ、必要な施設を見極め、具体的な案を示しながら市民や議会と合意形成を図りつつ進めていきたいと答弁がありました。

次に、駅北遊び広場及び全天候型子ども遊戯場の整備についてであります。

担当から、駅北遊び広場整備事業については、12月議会での指摘を踏まえ、屋内遊戯場への飛び跳ね遊具の移設や水遊び広場など、整備内容の見直しを行い、概算工事費は約4億5,000万円とする。また、全天候型子ども遊戯場については、既存施設を活用して整備し、概算事業費は約8,000万円、年間運営費は約3,200万円を見込んでいるとの説明がありました。

委員より、開放型建物の用途やコンテナスペースの利用方法についての質疑に対し、担当から、開放型建物はクッション性のある床や人工芝等を備えた半屋外の運動広場として活用すること、コンテナスペースは市民活動や地域交流など多様な用途に対応できるスペースとしての活用を想定しているとの答弁がありました。

また、広場の運営方法や整備費の実質負担についての質疑に対し、担当から、当面は市の直営で開始し、市民団体等と連携して運営していくこと、国庫補助や起債の活用により、市の実質負担は約9,000万円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

このほか、安全対策や施設設備についてなどの質疑に対し、担当から、床材の選定や防犯カメラの設置など、安全性に配慮した整備を検討していくとの答弁がありました。

次に、学校の在り方についてであります。

担当から、学校教育環境整備については、少子化を踏まえ、中学校区単位を基本とした小中一貫教育学校、または義務教育学校の設置を目指す方針の下、現在、検討委員会において教育環境整備計画の策定に向けた検討を進めており、計画の素案は6月をめどに示す予定である。また、学びの多様化体制整備については、アンケート調査の結果を踏まえ、多様な学びの場の整備に向けた方針を6月をめどに策定する予定であるとの説明がありました。

委員より、学校再編の方向性や義務教育学校と小中一貫教育学校の考え方についての質疑に対し、担当から、現時点でどちらかに決定しているものではなく、検討委員会での議論や地域の状況を踏まえながら方向性を整理していくとの答弁がありました。

また、中1ギャップの実態や小中一貫教育の意義について質疑に対し、担当から、小学校から中学校への進学時に学校生活への適応に課題が生じる傾向は一定程度認識しており、9年間の連続した教育体制とすることで、その解消につなげていきたいとの答弁がありました。

さらに、学びの多様化体制整備についての質疑に対し、担当から、不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを基本とし、多様化学校の設置も含め、既存の取組の見直しなど、当市に合

った方法を検討していくとの答弁がありました。

次に、市内学校で発生したいじめ事案についてであります。

本事案については、2月27日及び3月12日の2回にわたり調査を行いました。

委員より、第三者による調査委員会の報告書が2月12日に教育委員会へ提出されていたにもかかわらず、2月27日の委員会において、本委員会への提出及び説明が行われなかったことについての質疑に対し、担当から、関係者への確認や個人情報の整理などの調整を行っているため提出できなかったとの説明がありましたが、それに対し委員からは、委員会への報告が遅れたことや関係者への確認方法などについて疑問が示され、調査結果については速やかに委員会へ示すべきであるとの意見が出されました。その結果、報告書を提示することを前提に、3月12日に改めて調査を行うこととしました。

3月12日の調査では、本委員会に示された調査報告書の内容を踏まえ、委員からは、調査委員会の提言について教育委員会としてどのような対応を行うのが現時点では明確ではない、具体的な対応方針を示すべきであるとの意見が出されました。本委員会において、いじめ重大事態に関する調査報告書の提言は、今後の再発防止に直結する極めて重要なものであることから、教育委員会においては調査委員会からの提言を十分に踏まえ、具体的かつ実効性のある対応方針を速やかに整理するとともに、その内容について明確に示すよう求めるものであります。

次に、令和4年度のアレルギーヒヤリハット事案対応についてであります。

本事案についても2月27日及び3月12日の2回にわたり調査を行いました。令和4年7月の修学旅行の昼食時に注文と異なるイクラが追加された海鮮丼が提供されるアレルギーのヒヤリハット事案が発生したが、生徒と養護教諭が気づき、イクラの入っていないものに変更して喫食した。その後、令和6年秋に保護者からの申出を受けて、市教育委員会が事実確認を行い、ヒヤリハット事案として学校への指導及び養護教諭への口頭指導を行ったとの説明がありました。

委員より、アレルギーのヒヤリハット事案が学校から教育委員会へ報告されていなかったことや発生時の報告ルールが整備されていなかったことについて、命に関わる問題でありながら危機意識や管理体制が不十分であったとの厳しい指摘に対し、担当から、当時はヒヤリハット事案の報告ルールが明確でなく、学校から教育委員会への報告も行われていなかったことを認め、対応の甘さについて反省が示されるとともに、今後はマニュアルを整備し、再発防止を図る考えが示されました。

また、保護者への対応や責任の在り方についても指摘があり、市長からは弁明の余地はないとの認識が示されました。ヒヤリハットの報告がなされなかったことや、そのルールが整備されていなかったことなど、教育委員会の危機管理及び管理体制の不備に対し、委員から極めて厳しい指摘が相次ぎました。特に、児童生徒の命に関わりかねない重大な事案であるにもかかわらず、十分な調査や情報共有が行われていなかったことは看過できない問題であります。

本委員会としては、教育委員会において本事案の重大性を厳粛に受け止め、当該生徒及び保護者への誠意ある対応を行うとともに、責任の所在の明確化と再発防止を含めた必要な対応を速やかに講じるよう強く求めるものであります。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、3月2日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託について、公営企業経営戦略の改定について、えちごトキめき鉄道の第二次中期経営計画について、糸魚川市地域公共交通計画（アクションプラン）（案）について、シャルマン火打スキー場第1クワッドリフトの故障についての5点であります。

まず、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託については、担当から、令和7年12月1日付で中止となった公募型プロポーザルのその後の状況について報告がありました。

①事業者への意見聴取を実施したところ、10者から回答があり、応募を断念した理由や参画に向けた要望事項が得られたこと。②これを受けて担当課では、事業者との意見交換を継続し、公募条件や要求水準書、契約書等の再検討を行う。ガス事業者と上下水道事業者とのマッチングを進めていく。③今後のスケジュールについて、令和8年度に公募型プロポーザルを再度実施する。事業開始時期を当初の予定より1年先送り、令和10年4月を想定しているとの説明がありました。

委員より、応募を断念した事業者から、市の出資・関与について期間等を制限してほしいとの意見があったことへの対応について質問があり、担当からは、まだ、意見交換が始まったばかりであり、具体的な内容については、これから検討していくとの答弁がありました。

次に、公営企業経営戦略の改定については、担当から、経営戦略は定期的に改定することが総務省から要請されており、当初の計画策定から5年から7年が経過したため改定するものであるとの説明がありました。

将来の事業環境として、①人口減少に伴い、有収水量は減少する見込みで、これに伴い料金収入も減少する見込みであること。②物価上昇や施設更新費の増大により、コストは増加する見通しであり、これらを踏まえ、段階的な料金改定を前提に将来推計を行っていること。なお、下水道事業

では想定以上のコスト増が見込まれ、一般会計からの繰入金に依存する経営が傾くおそれがあるため、令和9年度に予定していた料金改定率に、さらに上乘せして将来推計を行っていること。③施設の耐震化、設備更新、そして管路の耐震化更新工事など、過去5年間の実績額を上回る更新投資が必要となる見通しであることが述べられました。これらの見通しを踏まえ、上下水道事業の経営基本方針を安全・強靱・持続を基盤とし、災害に強く、安全で安心な水環境を未来世代に引き継いでいくこととしております。

今後の検討課題として、①分散型水道システムの調査研究。②上水道事業と簡易水道事業の統合を上げております。

委員より、夏の渇水についての質問があり、担当から、当市の上水道の水源は、地下水をポンプでくみ上げており、近年の猛暑でも水位の低下は見られないが、簡易水道の湧水を使っている能生地域の徳合や高倉の水源では、水不足が懸念されることがあったとの答弁がありました。

次に、えちごトキめき鉄道の第二次中期経営計画については、担当から、2月25日に、えちごトキめき鉄道株式会社より公表された、同社の第二次中期経営計画の概要について報告がありました。えちごトキめき鉄道の資金不足見込額は、昨年2月の見込みよりも増加し、7年間で約32.1億円と見込まれ、行政支援額のうち当市の負担額は、7年間で約1.9億円、単年度で約3,000万円と見込まれるとの説明もありました。

委員より、えちご押上ひすい海岸駅の待合室が実現しない件についての質問があり、担当から、同駅へ送迎する自動車が侵入しやすくなるような改良について、地元区長らと協議が進められており、待合室よりもこれが優先されるとの答弁がありました。

委員より、キャッシュレス決済等チケットレス化の導入検討についての質問があり、担当から、新潟県は鉄道のキャッシュレス化が後れており、新潟県の新年度予算には鉄道のキャッシュレス化の予算がついているということが説明されました。

委員より、同社が保有する遊休資産の売却についての質問があり、担当から、不要な資産の売却で得られたお金を経営資金へ補充することが、糸魚川市からもえちごトキめき鉄道に要請されているとの答弁がありました。

次に、糸魚川市地域公共交通計画（アクションプラン）（案）については、担当から、1月30日の建設産業常任委員会を経て修正されたアクションプランの素案が説明されました。

委員より、高市内閣総理大臣の施政方針演説にあった交通空白への対応について、国の支援メニューを活用することへの質問があり、担当から、国土交通省の交通空白に対する予算づけと制度の構築について、当市も情報を把握しており、それを有効活用する必要があるとの考えの答弁がございました。

次に、シャルマン火打スキー場第1クワッドリフトの故障については、担当から、第1クワッドリフト山頂部にある滑車部の修理について、当初は故障した滑車を工場に運び込んで、故障箇所を修理する方針としていたが、その後の検討によって既存部品を修繕し、再稼働できたとしても、現在の滑車は特殊な構造であることから、強度的な保証が困難で耐久性に不安があることが判明したため、今後も長期間にわたって使用できるよう滑車全体を新たに製作し、交換設置したいとの説明がございました。修繕費用として、概算税込み6,000万円を見込んでいること、来シーズンの営業開始に間に合わせるためには修繕期間が約7か月を要することから、早期に契約をする必要

があるとの説明がありました。

委員より、積雪があると滑車の搬出ができないのではないかととの質問があり、担当から、工場で新たに製作した滑車を無雪期に現地に搬入するとともに、そのときに従来の滑車を取り外すとの説明がございました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、3月4日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、糸魚川市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてであります。

担当課より、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や同様に危険性のある感染症が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、事業者等の責務、新型インフルエンザ等発生時における緊急事態宣言等の特別な措置を定めたものである。法の対象となる感染症は新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症や病状の程度が重篤、全国的かつ急速な蔓延のおそれがある指定感染症、また、人から人へ伝染し、既知の感染性の疾病とは明らかに異なる新感染症の3つに分けられる。WHOの世界インフルエンザ事前対策計画に基づき、国、県の計画が策定され、2009年に市の行動計画を策定した。その後、新型インフルエンザ対応の経験を経て、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された特別措置法に基づき、国、県に準じて市も当計画を改定した。今回の改定の目的は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、次の感染症危機に迅速に対処を行うため、国県の計画が全面改定されたことを受け、市の行動計画も同様に改定する。対策の目的は、（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。（2）市民生活

及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることである。対策実施に、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症危機に備えた体制づくりが重要として、計画の改定に当たり、庁内関係課でもそれぞれの役割について再確認し、平時から関係機関等との連携体制の構築に努めるなど、新たに8つの留意事項と13の対策項目を設けた。今後の改定スケジュールは、素案については、糸魚川市医師会長、糸魚川保健所長に確認をいただいております、委員会での調査後、県危機対策課、感染症対策薬務課へ素案を提出して、指摘事項等、必要な修正を行い、6月の委員会で最終案を報告後、県知事への報告を経て、7月の改定を予定しているという説明がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症を教訓とした糸魚川市としての重点課題についての質疑があり、偏見や誤った情報の拡散防止に、早い情報と正確な情報提供を行っていくためにも全庁的に取り組むことが大切だと考え、早めの組織体制をつくって備えていくと答弁がありました。

また、計画素案に対する意見聴取先に経済関係団体が含まれていないことについての質疑があり、感染症対策の体制をつくる中で、状況を把握して、糸魚川市独自で対策できる支援を庁内で検討して、対応していくという答弁がありました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第3．議案第14号から同第22号まで

○議長（古畑浩一君）

日程第3、議案第14号から同第22号までを一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、2月27日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第15号、糸魚川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第16号、糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連しているため、一括審議といたしました。

本制度の利用条件、保育士の配置基準、財源及び保護者負担、制度周知についての質疑に対し、就労要件にかかわらず利用できる制度であること、国の基準に基づき運営すること、費用は国、県、市で負担し、保護者からは1時間当たり300円の利用率負担がある。4月からの制度開始に当たり、リーフレット等で説明、周知していきたいと答弁がありました。

議案第18号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定については、定員を減らすことの市のメリットについての質疑に対し、近年の園児数の減少に合わせ実態に即した定員とするもので、地方交付税上の効果も一定程度見込まれるとの答弁がありました。

また、今後は選ばれる保育所となるよう特色ある運営を求める意見がありました。

議案第19号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いじめ専門委員会委員の報酬改定の内容や費用の見込みについての質疑に対し、新潟県弁護士会からの要請もあり、1時間当たり1万円と消費税に改正するもので、弁護士に限らず委員全員を同一単価であると答弁がありました。

また、予算を理由に調査を控えることのないよう適切な対応を求める意見がありました。

議案第20号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、簡易型サウナの安全対策や設置状況、感震ブレーカーの普及についての質疑に対し、市内に簡易型サウナを常設している事例はないが、イベント等での使用は確認しており、催物の届出で対応していくこと、また、感震ブレーカーについては、国や県の動向を注視しながら対応していくとの答弁がありました。

議案第21号、辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地総合整備計画の見直しと民間譲渡を検討しているシャルマン火打スキー場の整合性や辺地債の活用方法についての質疑に対し、令和6年度から8年度の3か年計画の修正であり、来年度実施が想定される事業を掲載しているものであること、また、実際に辺地債を充当する事業は、発行可能額の範囲で全体調整するとの答弁がありました。

議案第22号、糸魚川市過疎地域持続的発展計画の策定については、市の財政状況や投資的経費の減少を踏まえ、今後の事業の優先順位づけの必要性についての質疑に対し、財政状況の厳しさを踏まえ、経常経費の削減や公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら事業を進めていくとの答弁がありました。

主な内容については、以上です。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第15号、糸魚川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市立へき地保育所条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市立保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第21号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第4．議案第23号から同第27号まで、同第32号及び同第33号

○議長（古畑浩一君）

日程第4、議案第23号から同第27号まで、同第32号及び同第33号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、3月2日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であります。審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第27号、和解については、担当から、糸魚川ジオステーションジオパル内、鉄道ジオラマのカメラカーの不具合について、相手方である、株式会社ディディエフと協議した結果、和解条件が調ったことが報告されました。

その和解内容は、①相手方は、市に対して和解金9万4,483円を支払うものとする。②市及び相手方は、本事件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何らの債権債務がないことを確認するとの説明がありました。

委員より、鉄道ジオラマのカメラカーを楽しみにしていた利用者に、今後どのように応えるのかという質問に対し、担当から、車載カメラの映像を楽しみにしていた方々には、HOゲージの車両でのカメラカー映像があることと、自分が走らせている車両が2か所に設置された定点カメラからの映像を見ることができるよう検討しているとの答弁がありました。

加えて、担当から、今回のカメラカーの問題は、納品検査後に発生したものであるもので、今後の契約においては、このような問題に対応できるよう明記し、損害賠償や和解を想定した行政事務に当たるとの答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上、建設産業常任委員会の報告を終了いたします。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第27号、和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第32号、令和7年度糸魚川市水道会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第33号、令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第5．議案第28号から同第30号まで

○議長（古畑浩一君）

日程第5、議案第28号から同第30号までを一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、3月4日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であります。審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第28号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、医療の高度化等により、1人当たりの医療費が増加傾向にある一方、少子高齢化や社会保険の適用拡大により、国民健康保険の加入者数は年々減少傾向にあり、安定的に国民健康保険事業が継続できるよう税率等の改定を目的とし、3年に一度見直しをしている。改定内容は、医療費に当たる医療分の所得割は5.9%と0.25%の増、均等割は2万2,000円と2,800円の増、平等割は1万9,400円、4,000円の増としたい。後期高齢者の医療費を負担する後期分は、所得割が2.70%、均等割が1万円、平等割が8,700円、また、介護事業に充てられる介護分も、所得割が2.30%、均等割1万7,300円と、いずれも増額の改定としたい。算定に当たり、基金繰入れも加味した中で、税率などを設定した。

また、令和8年4月から新設する子ども・子育て支援金は、国から支援金額の目安が示されており、国民健康保険からは、加入者1人当たり月250円、年3,000円程度を支援金として拠出する。税率などは4月1日の被保険者数で設定するが、1月末の試算では、所得割0.29%、均等割1,747円となっている。今後は、税率改定による子ども・子育て支援金が含まれた年間税額を算定、合算し、国保税として課税していくと説明がありました。

若干の質疑はございましたが、報告は割愛いたします。

次に、議案第29号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、新型コロナウイルス感染症の第5類感染症移行前に、当該感染症により労務不能となった場合における傷病手当金の申請期限を経過したため、傷病手当金の支給等に係る規定の部分の削る条例改正が必要となる。支給実績は、令和4年度に6件、23万3,230円、令和5年度に

3件、11万919円となっており、厚生労働省の示した基準により傷病手当金を支給し、全額が特別調整交付金により補填されたと説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

議案第30号、糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、中宿墓地の指定管理者は中宿区で、墓じまいやお墓の管理が難しくなってきた方が増えており、新たに共同墓を建立することに伴い、永代利用料金の上限額を現行の1万円から17万円に改定したい。共同墓を希望される方の場合は、年間利用料金を徴収しないため、改正前と比較して高額な金額設定としているという説明がありました。

委員より、利用者数と指定管理料についての質疑があり、市の管理している台帳では、墳墓の数で137基あり、会員数は現在124人、共同墓を希望されている方は22世帯ほどと聞いている。墓地埋葬法では、基本的に墓地を管理者として運営していけるのは、宗教法人、自治体となっており、もともとは地元で利用組合のようなものをつくり、管理されている墓地であり、市の名義の墓地ではあるが、市が中宿区へ指定管理料の支払いはしていないと答弁がありました。

永代利用料の17万円の算出根拠について質疑があり、新たに共同墓を建立する建設費に係る部分と、共同墓に入られる方からは、年間利用料金をもらわないので、現在の最高額である年間3,000円を基準に、20年分または30年分で算出されたものと理解しているという答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

松田徳彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

松田議員。〔2番 松田徳彦君登壇〕

○2番（松田徳彦君）

日本共産党の松田徳彦でございます。

議案第28号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案に反対の立場から討論を行います。

本議案は、国民健康保険税の所得割、均等割、平等割の税率全てを引き上げるものです。歳入予算の比較では、前年度比15.9%の増になります。

今回の改正では、加入者1人当たりで納付する均等割と、加入者世帯当たりで納付する平等割の増額が大きいものになっています。市の試算では、40歳代の夫婦と子供2人の世帯で、軽減がない場合は、毎月8,000円を超える増額になります。例えば毎月10キログラムの米が買える

金額です。子育て世帯に、いかにも大きい負担になります。

また、収入のない子供でも、均等割保険税がかかるという問題でもあります。

応能負担の原則から言えば、均等割はなくす方向に進めることを求めます。

さらに、今回の改正では、子育て政策の財源とする子ども・子育て支援金分が新設されます。これは健康保険と関係のない目的外の徴収ですから、中止を求めるべきものです。

物価高騰がさらに続く中、このような隠れ増税とも言えるタイミングに合わせての健康保険税の引上げは、加入者の生活に大きな負担になります。国民健康保険事業の安定的な継続には、引き下げられてきた国庫負担割合の引上げを求めていくべきと考えます。

以上により、議案第28号に反対いたします。

○議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第6．議案第31号

○議長（古畑浩一君）

日程第6、議案第31号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案につきましては、休会中、それぞれの常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第31号については、2月27日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

消防本部の関係部分では、避難所用資機材の整備や避難所運営に関する研修業務委託の内容、避難所環境の改善や地域と連携した避難所運営体制の構築についての質疑に対し、避難所環境の改善を図るとともに地域と連携した避難所運営体制づくりを進め、地域と防災士との連携を目指していくとの答弁がありました。また、地元地域の防災士の活用を求める意見がありました。

総務課の関係部分では、退職職員の増加理由と職場環境との関係についての質疑に対し、いずれも個別事情によるものであり、職場環境が理由ではないとの答弁がありました。

文化振興課の関係部分では、強風による倒木で被害を受けた長者ヶ原考古館屋根の現状と今後の対応についての質疑に対し、被害部分は応急処置を行っており、早期に修繕が完了できるよう手続を進める予定であると説明がありました。

また、倒木の原因となった松枯れへの対応についての質疑に対し、被害が確認される立木の伐採を進めていくとの説明がありました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第31号については、3月2日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

商工観光課関係では、担当から、観光施設管理運営事業は、白馬山麓国民休養地高浪の池の水道不具合対応として、令和8年春からの食堂の通常営業を可能とするための仮設タンク設置工事

540万円と、同施設の雪囲い設備の修繕工事について、冬期間施工ができなかった残りの193万9,000円の合計733万9,000円を令和8年度に繰り越して実施したいとの説明がございました。

委員より、指定管理者に寄り添う気持ちで対応してきたかとの質問があり、担当から、水道の問題により食堂の営業を休止したり予約を取らないようにされたりと、指定管理者には大変ご迷惑をおかけしたとの認識であり、今後も誠意を持って応援し、伴走していきたいとの答弁がありました。

委員より、夏の予約を取り始める時期になっているが、それができるのかとの質問があり、担当から、シーズンインから営業を開始し、予約を取れるようにすることが一番の命題であるので、雪解け後、すぐに仮設タンクの設置工事に着手できるよう繰越明許費としている。現在、指定管理者が予約を開始されており、観光施設はリピーターが一番大事であるので、今回の営業再開時期は、リピーター離れ防止のぎりぎりのラインだと捉えているとの答弁がございました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、議案第31号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第31号については、3月4日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

福祉事務所関係では、担当課より、フードバンク等支援事業（物価高騰対策）は、生活困窮者への支援を行う市内支援団体に対し、不足する食料品や日用品を提供し、生活困窮者への支援につながるものである。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充て、全額、令和8年度に繰り越す。障害者自立支援費の障害者介護給付事業は、障害のある方に対し、必要な介護等の援助を行うものであり、障害者訓練等給付事業は、働く場の提供により知識や能力向上の訓練を行うものである。今回補正が必要な事業は、各事業のうち、生活介護事業と就労継続支援事業の2事業である。生活介護事業は、当初予算の見込みと比較して、新規サービス利用者の増加に伴う増額、就労継続支援事業は、新規事業所参入による新規利用者の増加に伴う増額により、それぞれ不足分を増額したいものと説明がありました。

委員より、フードバンク等支援事業で提供する物品の量についての質疑があり、今回の100食分は、1回当たり5食分を提供する予定で、20回分である。物価高騰で、支援団体では食料の調達や寄附の受入れが難しくなっていると聞いている。今回の支援は、不足する分を補うものであり、支援団体の一つである社会福祉協議会では、1年間分に相当する量を想定した数値であるという答弁がありました。

健康増進課関係では、担当課より、医療機関物価高騰対策事業は、電気・ガス料金高騰の影響を受ける市内基幹病院に対し、安定した医療体制の維持につなげるため、補助金を交付するものであり、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金である。支払い額の確定が翌年度となるため、繰り越したい。また、こころの総合ケアセンター運営事業は、昨年末に故障した空調設備の入替えを行うものであり、一定の工期が必要となるため繰り越したいという説明に、質疑はありませんでした。

以上で、議案第31号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告がございませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第7．議案第3号から同第13号まで

○議長（古畑浩一君）

日程第7、議案第3号から同第13号までを一括議題といたします。

ここで、議案第13号、令和8年度糸魚川市下水道事業会計予算の予算に関する説明書について、訂正の申出がありますので、説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

訂正の説明につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

3月11日に予算審査特別委員会で審査いただきました令和8年度下水道事業会計予算に関する説明書において、節の名称の一部が欠落していたことが判明いたしました。

詳細は、本日お手元に配付いたしました正誤表のとおりであります。

議員各位の皆様には、欠落した説明書により審査いただきましたこと、また、事後の訂正となりましたことにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。

議案や議会資料につきましては、誤りのないよう改めて確認した上で提出させていただきたく考えております。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、説明のとおり了承することと決しました。

議案第3号から同第13号までについては休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

田原洋子予算審査特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原洋子委員長。〔10番 田原洋子君登壇〕

○10番（田原洋子君）

おはようございます。

これより、予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第3号、令和8年度糸魚川市一般会計予算、議案第4号から議案第9号までの特別会計予算が6件、議案第10号から議案第13号までの企業会計予算4件の合計11件であります。

審査は、去る3月5日、9日、10日及び11日の4日間にわたり、委員会を開催して行ってきました。

審査結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な意見についての報告は省略させていただき、要点のみの報告といたしますので、あらかじめご了承ください。

議案第3号、糸魚川市一般会計予算について、新規事業として、安心安全な地域医療体制の維持に向けた厚生連病院安定化事業や、農作業の効率化及び農業機械の共同化による農地維持の推進のための共同利用農業機械整備支援事業、糸魚川市立学校教育環境整備方針に基く統廃合等に伴う具体的な整備計画策定と計画推進の学校教育環境整備計画検討事業などがあります。多くの事業の中でも、特に3款2項2目子育て支援費の駅北遊び広場整備事業に関し、飛び跳ね遊具の考え方、コンテナ設置に関する是非、1,000万円の運営費の積算根拠等、数多くの質疑が交わされました。

委員会として、本事業は多額の公費を投じて整備するものであるが、答弁を踏まえても、施設の内容や機能が十分整理されているとは言えない状況であり、現時点における事業の進め方には課題があると言わざるを得ない。

また、本施設の整備は子育て環境の充実のみならず、まちのにぎわいや交流の創出など、まちづくりにも大きな影響を与える事業であることから、その効果や将来的な位置づけについても求められている。ついては、現在想定されている整備内容ありきで事業を進めるのではなく、市民ニーズを十分に把握した上で、施設の目的や整備内容、整備後のまちへの効果や影響についても改めて検討を深めるとともに、事業の方向性を十分整理することが肝要である。市民に対して説明責任を果たしながら、多くの方から愛され、必要とされる施設となるよう事業を推進することを強く求める。

以上を集約事項としております。

次に、7款1項2目商工業振興費の駅北広場管理運営事業の施設備品購入費300万円に対し、施設開業から備品入替えまでの期間や金額、現状の修繕状況等、多くの質疑が交わされ、後日、常任委員会で視察等行うこととなりました。

なお、10款教育費の審議の前段、教育長より、小中学校検定受験料に係る補助金交付決定通知書の封入誤り等について説明があり、教育長、市長より、再発防止の徹底とおわびの発言がありました。

報告は、以上となります。

最後に、4日間にわたる委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当者各位により、議事進行にご協力いただき、活発に審議、意見が出され、審査を終了できましたことを副委員長と共に感謝し、お礼を申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

〈午前11時13分 休憩〉

〈午前11時13分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

松田徳彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

松田議員。〔2番 松田徳彦君登壇〕

○2番（松田徳彦君）

日本共産党の松田です。

議案第4号、令和8年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算、議案に反対の立場から討論いたします。

本予算につきましては、議案第28号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定により、国民健康保険税を値上げすることを前提にしています。歳入合計は、前年度比で1.8%の減になっていますが、国民健康保険税は15.9%の増になっています。その中には、子ども・子育て支援金分という健康保険税への上乘せは目的外のものが1,721万9,000円計上されています。原則から逸脱しているわけですから、本来は新設中止を求めるべきものと考えます。

また、繰入金は、前年度比で6.8%の減になっていますが、現在の物価高に加え、今後もさらに物価高騰が想定されていますから一層苦しくなる加入者の生活に配慮すれば、繰入金を増やすことも必要と考えます。

市民からは、高額療養費制度の改悪はやめさせてほしいとの切実な声がありますが、来年度からの負担増が計画されています。

また、市販薬、いわゆるOTC類似薬の一部保険外しなど、患者の負担増が計画されています。

そういう状況にもかかわらず、十分な配慮がされた予算とは考えられないため、議案第4号に反対いたします。

○議長（古畑浩一君）

次に、阿部裕和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部議員。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

みらい創造クラブ、阿部裕和でございます。

議案第3号、令和8年度糸魚川市一般会計予算について、みらい創造クラブを代表し、賛成の立場で討論いたします。

3款2項2目、事業ナンバー31、駅北遊び広場整備事業は、子育て支援複合施設の整備を前提として、議会の議決を得て進められてきた事業であります。

しかし、昨年4月に久保田市長が当選し、議会に諮ることなく、市長判断で複合施設整備の中止を決定し、本事業である広場整備に転換したという経緯があります。選挙公約に掲げていたとはいえ、議会議決を無視したこの行為は、決して看過できるものではなく、議会制民主主義に反していると受け止めざるを得ません。

その上で、駅北遊び広場整備事業について申し上げます。

私たちみらい創造クラブ、そして一議員として、これまで行政から示されてきた整備内容について、多くの市民の皆さんからご意見を伺ってまいりました。率直に申し上げて、現在の整備内容に

納得しているという声は、ほとんど聞こえてこず、本当にこの整備でよいのかという不安や疑問の声を数多く耳にしており、市長のいう納得解が得られている状況とは言えません。

本事業の重要なポイントは、この整備によって子育て環境はどのように変化するのか、街なかにはどのような影響があり、どのような効果が生まれるのか、そうした将来像を明確にして進めるべきであるという点であります。

しかしながら、これまでの質疑を聞く限り、その目的や効果について十分に整理されているとは言いがたく、答弁自体も一貫したものとは言えません。このような状況のまま本事業が進められていくことに、強い危惧を抱いております。行政には、この事業が単なる広場整備としてではなく、将来の糸魚川市のまちづくりに直結する重要な事業であるという認識と責任を持っていただきたい。

これらを踏まえ、現時点で本事業においては、もろ手を挙げて賛成できるものではありません。それでもなお、本議案に賛成する理由は、当初予算には、これからの糸魚川市にとって必要不可欠な事業が数多く含まれており、ここで市政を止めることはできないと考えるからであります。

行政におかれましては、これから多くの方から愛される駅北広場を目指し、強い覚悟と責任を持って事業を進めることを強く求め、賛成討論いたします。

○議長（古畑浩一君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

渡辺議員。〔4番 渡辺栄一君登壇〕

○4番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第3号、令和8年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本年度の本市予算案につきましては、基本的に賛成の立場であります。幾つかの懸念につきましても申し述べさせていただきます。

まず、糸魚川総合病院の支援については、大変時宜にかなったものであり、4款衛生費の新規支援厚生連病院経営安定化事業の1億7,500万円は、総合医療機関の経営健全化までの間、地域医療の提供に支障が生じないための支援として評価いたします。

同じく4款衛生費の鳥獣対策事業では、熊対策として、不要果樹等の伐採に関する予算がついたことも安堵いたす次第であります。

6款農業水産業費の共同利用農業機械整備支援事業の1,500万円は、新規事業ということで、農作業の効率化及び農業機械の共同化による農地維持の推進につながるものと考えます。

地域振興事業については、昨今の飼料価高騰の対策も含めて、担い手確保に向けたさらなる取組をお願いしたいと思います。

一方で、駅北広場の整備事業については、多くの懸念を捨てられません。

3款民生費の駅北遊び広場整備事業では、新しい計画プランの設計委託料として4,000万円を計上、机上での計算で年間維持費として1,000万円を見込んでいる説明ですが、貴重な税金が有効に使われるのか、維持費増大のおそれはないのか。また、既に昨年8月の時点で示された構

想とかなりの差異が生じておりますので、改めて市民への説明、周知が必要と思われま。この点もしっかりとした取組が求められます。

周囲には公園や広場が既に存在し、これらとの関連から、設立意義や目的がぼやけてしまう懸念や、旧東北電力ビルと旧宮田ビルとの間の民有地の存在も気にかかります。結局は、貴重な税金を使って、市がまた買い取る流れになるのかなど心配の種は尽きません。これらの計画の完成時には、公園や空き地ばかりが目立つという、あまりよろしくない予感もいたします。

最後になりますが、人口の激減が続く本市のような自治体運営では、あったらいいではなく、なくてはならない課題を優先する予算編成が必要ではないかと提言させていただいて、討論を終了させていただきます。

○議長（古畑浩一君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔17番 保坂 悟君登壇〕

○17番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第3号、令和8年度糸魚川市一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

本予算案は、糸魚川市の未来を切り拓く独創的な施策が盛り込まれたものと評価しております。期待している事業を上げ、それらに意見を加えて発言をいたします。

2款総務費では、平和都市宣言推進事業102万7,000円であります。

本事業は中学生を広島に派遣する事業となります。昨今の世界情勢では、大国が大義なき侵略戦争を行い、全世界に精神的・経済的に大きな影響を与えており、国内では早速ガソリン代が180円台まで高騰し、市民生活を圧迫しております。戦争という愚かな行為に陥らないよう、中学生の代表メンバーが非核三原則や世界平和への学びを深める機会となり、極めて大切な事業であります。

また、糸魚川市にあっては、核兵器の保有を認めるような動きに対し、断固反対する姿勢を取っていくべきと考えております。

3款民生費では、全天候型屋内遊戯場整備事業9,000万円です。

本事業は20年以上も前から子育て世代より切望されながら、子供の人数が減っており、平日の利用者が少ないとの見込みから、後回しにされてきた歴史があります。10年前の駅北大火の復興について、市民会議や実践会議で検討され、まちづくり戦略の中で屋内遊技場の整備が決定いたしました。その後、紆余曲折を経て、昨年より既存施設を活用するという形で駅北エリアから離れ、単独事業として整備することになりました。今後は、利用者の満足度の高い施設にすることがとても重要であります。遊具などの施設そのものの工夫とすばらしい人材の配置を期待しているところであります。

駅北遊び広場整備事業1億8,620万円です。

本事業は、駅北大火からの復興シンボルとして、（仮称）駅北子育て支援複合施設の基本計画が策定されておりました。

しかし、高額な箱物行政からの脱却という民意を受けて、久保田市長が建設を中止にいたしました。その代替案として汎用性のある子供広場を打ち出しました。

そこで、私から汎用性を尊重する中で、固定的な建物より移動ができるコンテナハウスを提案するとともに、広場にあっても風雨をしのげ、様々な実験や体験ができる子供実験ラボの施設を提案してありましたところ、このたびの提出資料では、コンテナハウススペースや子供実験ラボに適する開放型建物といった可変性・柔軟性を持つ新しいコンセプトが示されました。

これを受けまして、汎用性のある広場にコンテナハウスを設置するならば、ポケモンGOのヒスイ地方のジムをヒスイ産地の糸魚川市の駅北に設置し、デジタルとリアルが融合したサードプレイスにしてほしいと思います。

さらに、開放型建物には、子供実験ラボとして、高齢者や専門家が子供たちに様々な遊びや学びを提供する施設にして、貧困による体験格差を解消するための、全ての子供が自由に体験や実験ができるサードプレイスとして、にぎわいのある空間にしてほしいと思います。

7款商工費では、サテライトオフィス等管理運営事業480万7,000円です。

クラブハウス美山のように風光明媚な高台や夕日がきれいな漁村にサテライトオフィスを設置するなど横展開を行い、防災・減災の観点から、首都圏と糸魚川市の2拠点化を推進してほしいと思います。

シーサイドバレースキー場管理運営事業9,936万7,000円です。

新年度よりスキー場の譲渡に向けて取り組むことになっております。譲渡に当たって安定した通年観光を目指し、ポケモンの住むヒスイ地方と海が見えるスキー場とのコラボとしてファミリー向けスキー場を目指し、白馬村や小谷村のスキー場と差別化を図るべきと思います。

シャルマン火打スキー場管理運営事業1億1,191万3,000円です。

妙高新井リゾートなどの妙高市のスキー場とコラボして、山伝いの広域連携を行い、ヘリコプターによる移動手段を検討するなど、インバウンド観光という新しい切り口で民間活力を導入した、稼ぐ観光と働く場の創出を強力に推進すべきと思います。

10款教育費では、教職員資質指導力向上事業135万4,000円であります。

アレルギーのヒヤリハット事案を通して、児童生徒の生命に関わる対応については、心から真剣に向き合ってほしいと思います。日常の給食や非日常の修学旅行に至るまで、安心して楽しく過ごせるように、アレルギーについての周知徹底をお願いするものであります。

また、万が一のことがあっても、教職員が情報を共有して対応できるようにしてもらいたいです。

さらに、事故があったときは、保身に走らず、児童生徒のことを第一に考えた迅速な対応ができるように新しい組織文化の醸成を求めているところであります。

いじめ防止対策事業1,073万4,000円です。

いじめ問題専門委員会はもとより、昨年、条例化したいじめ問題再調査委員会の制度を評価しております。今後は教職員の異動や児童生徒の進学に左右されないいじめ情報の一元管理をする部門の設置と継続的な児童生徒の救済体制を構築することを強く求めているところであります。

また、いじめの凶悪化、悪質化、陰湿化が進む中で、学校現場の教職員のみでは対応に限界があることは明白であります。

したがって、弁護士、警察、心理カウンセラーなどの専門家によるいじめ対策チームの早期編成

を期待しているところであります。

高校生海外派遣事業 387 万円です。

市内高校生を韓国ハンタンガンへ派遣することは、平成30年から続く世界ジオパークの国際交流に加え、新しい友情を築くことは世界平和への礎となります。定員10名と限定的ではありますが、英語検定3級とジオパーク検定初級をクリアして、多くの高校生に募集していただきたいと思っております。

学校給食事業 3億4,411万7,000円と学校給食センター管理運営費 8,445万円です。

これまで幾度となく学校給食の無償化を求めてまいりました。国の補助もあることから、新年度に無償化が実現すると思っていたところ、保護者に一部負担を求める負担軽減の事業となっております。新潟県内では、柏崎市と糸魚川市の2市のみが新年度の無償化が実現しておりませんので、大変残念ではありますが、給食の質を落とさないことを理由としており、国際情勢により物価高騰の動きが見えないことから、一部負担は、負担すること自体は認めたいと思っております。今後は、学校給食の完全無償化に向けて国への働きかけを行い、市としても完全無償化に挑戦をしていただきたいと思っております。

博物館総務諸費 6,207万6,000円と博物館活動推進事業 909万4,000円であります。

本年は糸魚川さんラピスラズリの発見元年となりました。糸魚川市では、コスモクロア輝石が発見され、2020年に市の天然記念物に指定されております。そして、ヒスイの国石認定から10年となります。くしくも駅北大火から10年であり、節目の年となっております。

そこで、アニメや漫画の力を生かして、子供たちや若者に広く誘客の幅を広げる試みを期待しております。具体的には、ポケモンに出てくるヒスイ地方と糸魚川市を掛けて、ポケモン30年とポケモンGO10年とコラボするイベントの開催、さらに昨年から行われている漫画「瑠璃の宝石」とのコラボイベントに一層力を入れて、ミュージアムの記念の年と捉え、記念となる商品開発を含めた戦略的なシティプロモーションを展開することを期待しております。

以上、13事業を取り上げました。

本予算が市民の満足度の向上と糸魚川市の持続可能な発展に大きく寄与することを期待し、議員各位におかれましては賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号、令和8年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第4号、令和8年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（古畑浩一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第5号、令和8年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第6号、令和8年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第7号、令和8年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第8号、令和8年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第9号、令和8年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第10号、令和8年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、令和8年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第12号、令和8年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第13号、令和8年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

暫時休憩いたします。

〈午前11時37分 休憩〉

〈午前11時37分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8．議案第34号

○議長（古畑浩一君）

日程第8、議案第34号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げたいと思います。

議案第34号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、谷口一之さんの任期が、令和8年5月19日をもちまして満了となりますことから、後任として、松田 敬さんを任命いたしました。議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま説明のありました本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することと決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第34号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

日程第9．議案第35号から同第37号まで

○議長（古畑浩一君）

日程第9、議案第35号から同第37号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げます。

議案第35号から議案第37号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、任期が、令和8年5月18日をもちまして満了となりますことから、議案第35号は、小田島澄恵さんを再度選任することについて、議案第36号は、村井 康さんを再度選任することについて、議案第37号は、新たに、扇山和博さんを選任することについて、それぞれ議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま説明のありました本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第35号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、よって、本案はこれを同意することと決しました。

次に、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第37号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

日程第10．議案第38号から同第56号まで

○議長（古畑浩一君）

日程第10、議案第38号から同第56号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げます。

議案第38号から議案第56号は、農業委員会委員の任命についてでありまして、任期が、令和8年7月19日をもちまして満了となりますことから、議案第38号は、渡辺 朗さん、議案第39号は、吉岡秀明さん、議案第40号は、山口久行さん、議案第41号は、原 仁志さん、議案第42号は、近藤栄樹さん、議案第43号は、齊藤嘉一さん、議案第44号は、米原文明さん、議案第45号は、山岸寛幸さん、議案第46号は、加藤政人さん、議案第47号は、猪又正巳さん、議案第48号は、福田幸生さん、議案第49号は、沢田昌三さん、議案第50号は、齋藤 登さん、議案第51号は、磯谷はるみさん、議案第52号は、稲葉淳一さん、議案第53号は、齋藤正機さん、議案第54号は、松澤正善さん、議案第55号は、高澤直也さん、議案第56号は、樋口佐登子さん、以上、19名を任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま説明のありました本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第38号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第39号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第40号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第41号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これについて同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第42号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第43号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第44号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第45号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第46号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第47号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第48号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第49号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第50号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第51号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第52号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第53号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第54号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することと決しました。

次に、議案第55号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

本案は、これに同意することと決しました。

暫時休憩します。

〈午前11時50分 休憩〉

〈午前11時50分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第55号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

56号、失礼いたしました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます

よって、本案はこれに同意することと決しました。

日程第11．議案第57号

○議長（古畑浩一君）

日程第11、議案第57号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げます。

議案第57号は、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、原料費調整額算定のための係数を変更したいため、未施行の条例について所要の改正を行いたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

陶山ガス水道局長。〔ガス水道局長 陶山 智君登壇〕

○ガス水道局長（陶山 智君）

それでは、議案第57号について、本日配付いたしましたお手元の資料でご説明いたします。

議案第57号の資料、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の一部改正についてご覧ください。

1、改正理由といたしましては、原料費調整額算定のための係数を変更したいため、未施行の条例について、所要の改正を行うものであります。

令和8年4月1日からのガス料金改定の準備に当たり、条例の内容を確認したところ、加えて改

正すべき点があったため、需要家への影響を鑑み、条例施行前に当該改正点を追加いたしたいものであります。

なお、原料費調整額につきましては、注1のとおり、原料ガス費の変動を毎月の料金に反映させるための調整単価であります。

2、未施行の条例につきましては、昨年12月議会において議決いただきました糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例でありまして、施行日は、令和8年4月1日であります。

3、改正内容は、原料費調整額の換算係数を0.075から0.077に改正するものであります。

4、毎月のガス料金の算定につきましては、下記のとおりであります。太枠で囲まれております換算係数が改正する箇所となっております。

5、本改正による標準的な家庭への影響額ですが、令和8年4月使用分で試算しますと、5円の減額となります。

説明は、以上です。よろしくお願いたします。

○議長（古畑浩一君）

これより説明に対する質疑に入ります。

お諮りをいたします。

ただいま説明のありました本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第12. 議案第58号

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第12、議案第58号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げます。

議案第58号は、令和7年度一般会計補正予算（第11号）でありまして、歳入歳出それぞれ8,100万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、3款民生費では、生活保護扶助費の追加であり、医療扶助の増加により、予算不足が見込まれることから補正をお願いするものであります。

7款商工費では、シャルマン火打スキー場管理運営事業の追加であり、現在故障しておりますクワッドリフトについて、修繕工事に係る費用を計上するものであります。

次に、歳入ですが、所要の一般財源につきましては、前年度繰越金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

塚田財政課長。〔財政課長 塚田修身君登壇〕

○財政課長（塚田修身君）

では最初に、資料のほうで説明させていただきます。

お手元に配付いたしました議案第58号の資料、一般会計補正予算（第11号）の概要をご覧ください。

まず1、生活保護扶助費につきましては、医療扶助費が増加したことにより、予算の不足が見込まれることから、所要額2,100万円を補正するものであります。

なお、財源は全額一般財源であります。8年度において実績額の4分の3が国から交付されます。

また、生活保護受給者の医療費は、月締めで社会保険診療報酬支払基金から市へ請求されます。2月から請求額が増えており、7年度の最終、3月分請求額が3月5日に確定しましたので、これを確認した上で、本日、議会最終日に提案させていただくものであります。

次に2、シャルマン火打スキー場管理運営事業につきましては、去る1月2日に発生した第一クワッドリフトの故障箇所を修繕するため、所要額6,000万円を補正するものであります。

財源は、全額一般財源です。

修繕の内容は、リフト滑車部の取替えであり、新たに滑車部を製作し、それを設置するものであります。

資料裏面の上段、クワッドリフト構造図をご覧ください。

右側にありますが、該当の滑車部は、山頂側のものであり、直径で4.8メートル、重量4トンとかなりの大きさと重さがございます。

なお、下段につきましては、参考として、スキー場のコース図を掲載しております。赤色部分が該当のリフトでございます。

もう一度、表面に戻っていただいて、このリフトの修繕期間でございますが、滑車部の製作から現地への搬入、設置まで約7か月かかる見込みでございます。現時点では、4月から10月まで修繕、11月にリフトの試運転を行う計画で進め、来シーズンに間に合わせたいと考えております。

続いて、議案書に基づきまして説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ予算額8,100万円を追加したいものでございます。

初めに、歳出から説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

今ほどご説明したとおり、3款3項2目扶助費の1、生活保護扶助費につきましては2,100万円を、その下、7款1項3目の5、シャルマン火打スキー場管理運営事業につきましては6,000万円を計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。

ページ戻りまして、8、9ページをお願いいたします。

20款1項1目繰越金で、所要額8,100万円を計上しております。

最後に、4ページ、第2表繰越明許費の補正をご覧ください。

7款1項シャルマン火打スキー場管理運営事業につきまして、リフト修繕工事が次年度までかかることから、歳出全額を繰越明許費に追加するものでございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（古畑浩一君）

昼食時限になりましたが、このまま会議を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまの説明につきまして、本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより、この説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第13．閉会中の継続調査について

○議長（古畑浩一君）

日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、建設産業常任委員会委員長、市民厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、会議規則第111号の規定により、お手元に配付してございます申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、久保田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

令和8年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして、ご報告申し上げます。

去る2月16日から本日までの長期間にわたり、条例改正や新年度予算など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

初めに、住民税非課税世帯等灯油購入費等助成事業について、ご報告申し上げます。

本事業は、昨年12月定例会で議決いただきました物価高騰対策として、対象世帯に一律5,000円を給付するものであり、2月20日に第1回目の振込を行い、3月13日までに、対象4,595世帯のうち4,334世帯、94.3%の給付を終えております。未支給の対象世帯につきましても、速やかに給付できますよう進めてまいります。

市といたしましては、今後予定しております、市民1人当たり1万円の給付事業をはじめとして、引き続き、物価高騰対策に努めてまいります。

2点目であります。糸魚川産ラピスラズリの展示について、ご報告申し上げます。

独立行政法人国立科学博物館の調査研究チームにより、糸魚川市内で採取された岩石からラピスラズリが確認され、日本国内で初めての産出例となりました。

関係者のご協力をいただきまして、その実物の一部を3月7日から8月30日まで、フォッサマグナミュージアムにおきまして展示しております。ゴールデンウィークや夏休みの期間を含め、この機会に市内外、多くの皆様からご覧いただけますよう周知を図ってまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

地方税法の改正に伴う市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正など、法令の改正に伴う関係条例の一部改正につきまして、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また、7年度予算の歳入歳出整理補正につきましても、専決処分を行う予定であります。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和8年6月市議会定例会の招集日を6月15日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本議会、大変ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

これもちまして、令和8年度第1回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

皆様、長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

〈午後0時08分 閉会〉